二　国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正関係

育児休業等の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、職員が現に監護するもの、里親であって、職員が現に監護するもの、当該職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者等を含むものとすることとした。（第三条第一項関係）

三　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正関係

1　子の養育を行う職員であって、職員の申告を経て日曜日及び土曜日に加えて週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができる職員に関し、その対象となる子について、二と同様の改正を行うこととした。（第六条第四項関係）

2　介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、各省各庁の長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とすることとした。（第二〇条関係）

3　職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設することとした。（第二〇条の二関係）

四　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正関係

1　第一号任期付研究員に適用する俸給表の一号俸及び二号俸並びに第二号任期付研究員に適用する俸給表の一号俸及び二号俸の俸給月額を改定することとした。（第六条関係）

2　㈠　一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。（法第五条の規定による改正後の第七条第二項関係）

㈡　六月期の支給割合を一〇〇分の一六二・五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六二・五に引き下げることとした。（法第六条の規定による改正後の第七条第二項関係）

五　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正関係

1　特定任期付職員に適用する俸給表の一号俸及び二号俸の俸給月額を改定することとした。（第七条第一項関係）

2　㈠　一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げることとした。（法第七条の規定による改正後の第八条第二項関係）

㈡　六月期の支給割合を一〇〇分の一六二・五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六二・五に引き下げることとした。（法第八条の規定による改正後の第八条第二項関係）

六　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正関係

1　行政執行法人の職員は、要介護家族の介護をするため、行政執行法人の長が職員の申出に基づき、要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九三日を超えない範囲内で指定する期間内において休業をすることができることとした。（第六一条第三項及び第四項関係）

2　行政執行法人の職員は、要介護家族の介護をするため、要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができることとした。（法第九条の規定による改正後の第六一条第二八項～第三〇項関係）

この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、二、三及び六は平成二九年一月一日から、一の2、3並びに4㈢及び㈣、四の2㈡並びに五の2㈡は平成二九年四月一日から施行し、一の1及び4㈠、四の1並びに五の1は平成二八年四月一日から適用することとした。

七　

◇特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第八一号）（内閣官房）

1　俸給月額の改定

秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこととした。（別表第三関係）

2　期末手当の改定

㈠　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七五に引き上げることとした。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

㈡　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一五五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き下げることとした。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、2㈡は平成二九年四月一日から施行し、1は平成二八年四月一日から適用することとした。

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八二号）（国会）

1　国会議員の秘書の給料月額を改定することとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　平成二八年一二月期の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第一条の規定による改正後の第一五条関係）

3　平成二九年度以後の勤勉手当の支給割合を改定することとした。（第二条の規定による改正後の第一五条関係）

4　この法律は、公布の日から施行し、1については、平成二八年四月一日から適用することとした。ただし、3については、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八三号）（国会）

1　育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該国会職員が現に監護するもの、児童福祉法第二七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である国会職員に委託されている児童のうち、当該国会職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として両議院の議長が協議して定める者を含むものとすることとした。（第三条第一項関係）

2　この法律は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（法律第八四号）（厚生労働省）

1　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行期日を平成二九年八月一日とすることとした。（本則関係）

2　平成二九年八月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しないこととした。（附則第二項関係）

3　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（政令第三五三号）（総務省）

一　地方独立行政法人法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　公立大学法人による出資について、出資の対象となる者が実施する大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業の範囲を定めることとした。（地方独立行政法人法施行令第四条関係）

2　学長を理事長と別に任命する公立大学法人が設置する大学において、学長の申出に基づき理事長が任命等を行う当該大学に附属させて設置する学校の教員の範囲を定めることとした。（地方独立行政法人法施行令第一七条関係）

3　公立大学法人による設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の発行について、対象となる土地の取得等の範囲を定めることとした。（地方独立行政法人法施行令第一八条関係）

4　公立大学法人による設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の発行について、借換えの対象となる長期借入金又は債券の範囲等を定めることとした。（地方独立行政法人法施行令第一九条関係）

5　公立大学法人による設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の発行について、その他必要な事項を定めることとした。（地方独立行政法人法施行令第二〇条～第三〇条関係）

二　公立大学法人が設置する大学に附属させて学校を設置することが可能となることに伴い、関係政令の規定の整備を行うこととした。（第二条～第一二条関係）

三　施行期日

この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第三五四号）（内閣府本府）

1　都市再生緊急整備地域として新たに羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域を定める等することとした。（第一条関係）

2　特定都市再生緊急整備地域として新たに羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域を定める等することとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。